

# 積極的な就業促進政策④フランス

## 需要側(事業主)に対する施策(助成措置等)

### 雇用主導契約(CIE)

- **開始年月** 1995年(2005年1月改正)
- **具体的内容** 公共職業安定所(ANPE)とCIE協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIEに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施する。
- **利用実績等** 2005年のCIE利用者に占める50歳以上の割合は17.5%で同年5~12月の契約数は約1万5千件

### 失業保険料の免除

- **開始年月** 2003年1月
- **具体的内容** 50歳以上で失業期間3か月以上の失業保険給付受給者を、期間の定めのない雇用契約(CDI)又は12~18か月の有期雇用契約(CDD)により雇用した企業に対し対象者の賃金助成を実施。